

平成 21 年 6 月 8 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006 年度～2008 年度

課題番号：18520064

研究課題名（和文） 言語行為として見た明治以降の詔勅の研究

研究課題名（英文） Study on Japanese Imperial Rescripts after Meiji Era
from the Perspective of Speech Act

研究代表者 イ ヨンスク（LEE YEOUNSUK）

一橋大学・言語社会研究科・教授

研究者番号：00232108

研究成果の概要：

天皇の詔勅は古代律令制以来存在してきたが、近代になってはじめて「国民」全体に向けて発せられるようになった。天皇は「国民」に呼びかけることで近代的な「天皇」へと転換した。他方で、「国民」は天皇の発する詔勅の受信者となることで成立した。このように、近代日本において天皇と国民は、詔勅を通して「呼びかけ－呼びかけられる」関係におかれていた。本研究では、こうした相互の呼応関係が、どのように成立したかを分析することによって、近代日本における「国民」意識の特質を明らかにすることができた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	600,000	0	600,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
総計	1,900,000	390,000	2,290,000

研究分野：言語思想史

科研費の分科・細目：哲学 思想史

キーワード：日本思想史 言語行為 天皇制

1. 研究開始当初の背景

これまで取り組んできた研究は、どのような政治的・社会的文脈のなかで日本語が「国語」と名付けられ、国民意識を支える土台として制度化されたかという点に集中してきた。これは社会から言語への作用として考えることができる。しかしその一方で、言語から社会への作用、とりわけ、近代日本においてどのような言語様式が国民意識を醸成してきたかという問題を究明する必要が残されていた。こうした背景のもとに、本研究では、明治時代から第二次世界大戦終結までに

いたる時期の天皇の詔勅を対象としてとりあげた。明治以降、時代の重要な転換点には、必ずといってよいほど天皇の詔勅が発せられ、しばしば大きな政治的意味をもった。けれども、詔勅は文体の面でも語彙の面でも、一般社会の慣用からはかけ離れた言語様式を備えており、一般の国民がすぐさまその意味内容を理解できるものではなかった。このような特異な言語様式が、どうしてあれほどの影響力をもったのだろうか。「国民」に要求されたのは、意味内容を理解するよりも、とにかく勅語に耳を傾けることであった。こ

のような勅語のあり方は、近代日本の国民意識の形成にどのような影響力を行使したのだろうか。これが本研究を開始したときに抱いていた問題意識であり、研究の出発点となる疑問であった。

2. 研究の目的

本研究においては、明治時代から第二次世界大戦終結までに行きたる時期の天皇の詔勅を対象としてとりあげる。近代天皇制のもとで、すべての国民は「天皇の赤子」である平等の「臣民」としてとらえられていた。もちろんこれはあくまでイデオロギーのレベルにおける規定であり、現実の日本社会が、さまざまな政治的・社会的な差異を内包していたことはいまでもない。けれども、こうした「一君万民」のイデオロギーが空疎な観念にとどまっていたわけではない。そのイデオロギーを現実化するのにあずかって力があつた大きな要因のうちのひとつは、天皇の発する詔勅（証書・勅語）であった。

詔勅は天皇の個人的な意志の発現として、近代的法体系の外部に位置づけられた。天皇の詔勅は律令制のもとにおいても存在したことは確かであるが、それがあらゆる「国民」に向けて発せられるようになるには近代天皇制を待たなければならない。その観点からすれば、天皇は「国民」に対して呼びかけ、語りかけることによって、はじめて近代的な「天皇」へと転換したと見ることができる。

他方で、「国民」は天皇の発する詔勅の受信者となることではじめて成立した。多様な集団は天皇の呼びかけに答えることで、同質的な「国民」を形成することとなった。さらにいえば、「国民」は天皇の呼びかけに対して、常に「待機状態」にいることが求められた。したがって、近代日本における天皇と国民は、詔勅を通して「呼びかけ—呼びかけられる」関係におかれ、たがいがたがいを前提としていたように思われる。

この研究の目的は、こうした天皇と国民との間の相互的呼応関係がどのように成立し、言説の形式としてどのように具体化したかを分析することによって、近代日本における「国民」思想の固有性を考察することにある。

3. 研究の方法

本研究を進めるにあたって、詔勅を制度化された言語行為としてとらえる視点から、言語行為論の方法を採用した。こうした視点と方法を採用した利点は、詔勅本文というテキストと、詔勅をとりまく社会的・文化的コンテキストとの相関関係を追究することが可能となる点にある。哲学者オースティンとサルによって完成された言語行為論によれば、ある言表はその意味内容が真であるか偽であるかという陳述的機能のほかに、約束、命令、予言、希望、祈願、宣言などに見られるように、言表そのものが行為遂行的機能を果たす。そして、あるテキストが適切な場面で発せられるなら、それは発話行為、発話内行為、発話媒介行為という三次元的作用をおよぼすとされる。

この観点から見れば、詔勅を典型的な言語行為とみなすことができる。なぜなら、詔勅が文章として記されたテキストであることは言うまでもないが、それが特定の場面で発せられ、受け取られなければ、そもそも詔勅としての役割を果たさないからである。そして、詔勅が詔勅たりえるのは、そこに述べられた内容が真であるか偽であるかという点にではなく、それが天皇の意志であることを受け手に伝えることだからである。

したがって、言語行為論の視点と方法をとることによって、詔勅本文のテキスト分析、詔勅が発生させる意味作用、詔勅が媒介となって生じる社会的作用という複合的な視点から、詔勅という複雑な言語行為を解釈することが可能となる。そして、特定の詔勅に限定することなく、明治時代以降の詔勅という特異な言語行為のありかたをより包括的視点から捉えることができると思われる。

したがって、言語行為論の視点と方法をとることによって、詔勅本文のテキスト分析、詔勅が発生させる意味作用、詔勅が媒介となって生じる社会的作用という複合的な視点から、詔勅という複雑な言語行為を解釈することが可能となる。そして、特定の詔勅に限定することなく、明治時代以降の詔勅という特異な言語行為のありかたをより包括的視点から捉えることができると思われる。

4. 研究成果

(1) 憲法のコンテクスト

——勅語という前文

多くの研究が明らかにしているように、明治時代以前の日本社会において、民衆は天皇の存在そのものに無関心であった。そのような状況のなかで、天皇による統治に支配原理を求めた明治国家は、何とかして国民の視線を天皇に向かわせて、国民と天皇のあいだに強烈な心情的結びつきを作り上げる必要に迫られた。このために近代日本はさまざまな特異な支配装置をつくりあげた。そのうちのひとつが、天皇の発する詔勅であった。

明治国家を絶対主義的専制国家と見るか、それとも立憲君主国家と見るかという問題は、日本近代の基盤そのものを問いなおす大きな争点を作ってきた。前者すなわち明治国家を絶対主義的専制ととらえる見方は、マルクス主義の立場によるいわゆる「講座派」の理論に基づいていた。この枠組みのなかでは、明治国家における「封建的残滓」が問題にされることになる。このような見方はあまりにも教条主義的であるため、現在ではあまり支持されていないようである。その代わりに今日では、明治国家はまがりなりにも近代国家の骨格を備えた立憲君主制国家であったという見方が優勢になっているようだ。

その場合、明治国家が大日本帝国憲法によ

って統治されていたことが重視される。たとえば、大日本帝国憲法が憲法として高度な内容を持ち、近代社会の確立に果たした積極的役割を認める研究がある(瀧井 2003)、また、近代天皇制に批判的な研究者でさえ、大日本帝国憲法における天皇の権力は、他の立憲君主制の国と比べても、それほど強大なものではないという指摘もある(小股 2005)。

たしかに法的、政治的な制度や機構の観点だけからみれば、明治国家は立憲君主制であったかもしれない。その点では、明治日本は欧米諸国と比べてもとくに特異な国家体制ではなかったことになる。けれども、国家体制をそうした制度や機構のメカニズムだけに解消してしまうことはできないのではないだろうか。とくに明治日本の場合には、そのことを強調しなければならないように思われるのである。

そのことは大日本帝国憲法についてもいえる。大日本帝国憲法が法的テキストとしていかに立派にできていようと、そのテキストは、その外部に存在するコンテキストによって支えられ、それを通じて意味が与えられ、現実作用をおよぼしたのである。ここで私がコンテキストとして指摘したいのは、憲法を取り巻く政治的、社会的現実ではない。もっと直接的なコンテキストである。すなわち、憲法の本文に先立って、憲法制定と発布を宣言した天皇の「告文」と「勅語」が置かれていることに注目したい。

1889年2月21日に発布された大日本帝国憲法ならびに皇室典範の前には、天皇による「告文」と「勅語」が付されていた。告文は「皇祖皇宗」に向けて憲法制定を知らせ、勅語は「臣民」に対して憲法発布を知らせる文書である。告文と勅語は憲法の本文を構成するものではない。にもかかわらず、この告文と勅語という前提のもとで、憲法は発布された。つまり、法の埒外にある告文と勅語が、憲法という法的テキストを根拠づけているという逆説的な事態が生じているのである。

これについては、興味深いエピソードがある。ドイツの法学者、国家学者であったローレンツ・フォン・シュタイン(Lorenz von Stein, 1815-1890)は、大日本帝国憲法の制定に大きな影響をあたえた。シュタインはドイツ留学中の伊藤博文に多くの助言をあたえた(瀧井 2003)。またそれだけではなく、宮内省が刊行した「須多因(スイト)氏講義」は、憲法に天皇主義的方向付けをあたえようとした明治政府の人々にとって理論的指導書と目されていた(宮地 1981:153)。大日本帝国憲法が発布されて、実際に条文を見たシュタインは、日本政府に送った書簡のなかで次のように述べている。この憲法はヨーロッパ各国の憲法と比べれば「日本固有の国体的性質」を保っている。とくに、天皇による憲法

発布の告文と勅語を「憲法の一部」として発表したのは「極めて妙案」である。それは「皇帝と臣民の間に存する密着の関係」を証明するだけではない。告文と勅語は「日本の為利益ある感情を喚起せしむ」からである。「苟も亜細亜の事件に通じたる者は、其の臣民に対して此等の勅語を発し玉ひたるを見て、日本 皇帝陛下は常に 皇帝たるのみならず、併せて臣民の父たることを確認せざるべからず」(伊藤 1935 下巻: 305)。(この時期はまだ外交文書では「皇帝」が用いられていた。)つまり、憲法本文だけなら天皇は法的な統治者という地位を占めるにすぎない。しかし「告文」と「勅語」が前に置かれることで、天皇が「臣民の父」であることが表現されるというのである。

それでは、この「勅語」はいったいどのような性格の文章なのだろうか。

(2) 言語行為としての詔勅

明治維新によって天皇親政という政治体制が樹立されると、天皇の詔勅が政治的に大きな役割を果たすようになり、以前よりもずっと頻繁に出されるようになる。たとえば、明治時代の開始を印したのは、明治天皇が発した「五箇条の誓文」である。有名な詔勅としては、軍人勅諭、教育勅語、戊申詔書、終戦の詔書などがあるが、これらは詔勅の一部にすぎない。明治から昭和の敗戦にいたるまで、200編近くの詔勅が発せられ、それらの目的や意味はさまざまであった。賞与や弔辞など特定の個人に宛てたもの、改元、恩赦、法律の制定などを知らせるもの、議会の開会や何かの儀式の折りに出されたもの、さらには、宣戦布告や条約締結など対外的な文書もある。

このように大量に発布された詔勅ではあるが、法的な位置づけは、明治も末期になった1907年に制定された公式令(こうしきれい)によって、ようやく整理された。この公式令は、天皇が発する詔書、勅書、上諭、勅語、勅諭、御沙汰などの文書の形式を統一的に規定したものである。これらの文書はその形式、内容、受け手によって区別され、たとえば、詔書は天皇の大権に関わる事柄を国民に直接伝える文書であり、「御名御璽」の印が押されると定められた。他の形式についての規定を述べるのは省略する。時代によってこのような違いが生じはしたが、明治から昭和の敗戦まで、天皇が公的な立場で発言した詔勅は、天皇制のもとでの天皇と国民の関係を示すものとして、共通の性格をもっている。

もちろん詔勅は様々な観点から分析することができるだろう。たとえば、教育勅語のような重要な文書であれば、それを取り巻く政治的、社会的状況について論じることができるだろう。これについては数多くの研究が

存在する。むしろ私がここで着目したいのは、詔勅の内容ではなく、その形式である。というより、詔勅が天皇の言表として発せられ、受け入れられたという事態そのものにある。このような観点をとるのは理由がある。お辞儀をしながら教育勅語が読まれるのを聞いた生徒たちは、はたしてその内容を正確に理解しただろうか。そうではないだろう。生徒たちの心の奥深くに刻み込まれたのは、天皇が何を言っているかではなくて、天皇が自分に向かって語りかけているという事実そのものであったのではなからうか。このことは植民地の状況に視野を広げるなら、このような視点はさらに重要になってくる。なぜなら、植民地の人々すべてが日本語を十分に理解していたわけではない。彼らにとっては、日本語のメッセージそのものが理解不可能な音声に過ぎなかった。にもかかわらず「皇国臣民の誓詞」を暗誦させられた人々には、自分が天皇に誓いの言葉を述べているという事実そのものがのしかかったのである。

私はこのような側面を「言語行為としての詔勅」という観点からとらえてみたい。言うまでもなく、「言語行為」という概念には、J・L・オースティン (J. L. Austin) と J・サール (John Searl) が作り上げた理論が下敷きになっている。詔勅は典型的な言語行為、行為遂行的言表とみなすことができる。なぜなら、詔勅は特定の発話者——これは天皇でしかない——によって特定の場面で発せられ、受信者によって「詔勅」として受け取られなければ、そもそも詔勅としての機能を果たさないからである。ここでは、以下の二つの点だけに焦点を合わせようと思う。ひとつは詔勅の超法規的性格であり、もうひとつは詔勅に見られる一人称と二人称の関係である。

詔勅は天皇の公的な発言である。だからこそ宣戦布告や国会の開会と閉会のような政治的機能を果たすことができるのだが、詔勅のなかには、「家族国家」のイデオロギーを支えるような、天皇と「臣民」との間の親密な関係の確認にとどまっているものもある。たとえば、明治末期に出された「戊申 (ぼしん) 詔書」(1908) では、「忠良なる臣民」であることを自覚して社会秩序を守るようにという、国民教化に向けた曖昧な指示が出されているだけである。したがって、全体からみれば、詔勅は法の領域を乗り越えていく性格をもっている。そしてそれだからこそ、法的領域を超えた心情や習俗のレベルにまで天皇制イデオロギーを浸透させることができたのである。

詔勅と法的言語との最大の違いは以下のことにある。法的言語がコンテキストの拘束を受けない三人称の義務命題の形式をとるのに対して、詔勅は特定の受け手に向けて特定の状況のもとで発せられる命令や指示で

ある。詔勅はつねに特定の受け手への「呼びかけ」から成り立っている。つまり、天皇という一人称から特定の二人称に向けての発話行為なのである。詔勅の言語と法の言語では人称関係がまったく異なる。

したがって、受け手が異なれば一人称、つまり天皇の自称も変わることになる。多くの詔勅は「朕惟うに (ちん・おもうに)」で始まる。「朕」は天皇・皇帝の自称である。ところが、詔勅が「皇祖皇宗」つまり皇室の先祖への報告であるときには、別の代名詞が用いられる。たとえば、「大教宣布の詔」(1870) では「朕恭しく惟みるに (ちん・うやうやしく・おもんみるに)」、憲法制定の告文 (1889) では「皇朕れ、謹み畏み」(すめらわれ・つつしみかしこみ) というように、皇室の先祖に向けた詔勅の場合は、謙讓の意を表する自称をとる。いかに天皇であっても、自分の祖先に対してはへりくだらなければならないのである。また、外国使節への詔勅の場合には、「朕」という一人称は見られない。ただ「我」だけである。「天皇—臣民」という関係のなかにない人間に対しては、そもそも「朕」という代名詞が使えないのである。

(3) 詔勅は誰に対して発せられたか

とはいえ、詔勅の一人称は天皇であることに決まっているので、変異性はそれほど大きくない。さまざまに変わるのは、詔勅が呼びかける相手である二人称の表現の方である。詔勅のなかで有名な「教育勅語」「戊申詔書」「終戦の詔書」などで「爾臣民」という表現が使われていることから、この「爾臣民」という呼びかけは天皇制支配の本質を象徴していると考えられている (松浦 2002)。そのこと自体は間違っていない。しかし、明治時代に限っていえば、「爾臣民」という表現を使っている詔勅はそれほど多くはない。

「爾臣民」に呼びかける詔勅は、昭和に入ってから急増するのであり、それは総力戦体制のもとですべての「国民」に呼びかける必要性が増したからである。

たとえば、「五箇条の誓文」(1868) では「朕」が「衆」に呼びかけている。「大教宣布」(1870) が呼びかけているのは「群臣衆庶」である。「廃藩置県詔」(1870) に「群臣」しか現れないのは、相手が県知事(「臣」)であり、一般人民(「民」)ではないからであろう。それとは逆に、「臣」をはずして、「爾有衆」「汝有衆」だけに呼びかける詔勅も多い(「国会開設の勅諭」(1881)「日清講和成立の詔」(1895) など)。

それに対して、大日本帝国憲法では「臣民」という用語で統一されている。ところが、実は井上毅が最初に伊藤博文に提出した「憲法草案」(甲案と乙案)では、「臣民」ではなく「国民」という用語が使われていた。また、

憲法作成の助言者だったフリードリッヒ・ヘルマン・ロessler (Friedrich Hermann Roesler) が提出した「日本帝国憲法草案」でも、「国民」が使われている。ところが、伊藤博文がこの二人の憲法草案にもとづいて作成した「憲法草案」では、「臣民」が登場し、「国民」という用語は消え去っている(清水 1974)。つまり、「臣民」という語は、伊藤博文による憲法作成の過程で登場したのである。そして、憲法発布の次の年に出された「教育勅語」(1890)において、「爾臣民」が天皇の呼びかけの対象として明確に位置づけられたのである。

このような過程を経て、「臣民」は「臣」と「民」の複合語という意味だけではなく、「服従する民」の意味で用いられるようになった。たとえば、保守派を代表する憲法学者である穂積八束は、「臣民たる性格は、絶対に、無限に、国家に従属して其の権力に服従することを其の本質とす。故に之を統治の客体と謂ふ」(穂積 1935: 191)と述べている。穂積は、最近のヨーロッパの憲法では「臣民」という語が避けられ、「国民」「人民」「~人」という表現を用いているが、それは「無用の潔癖」であると言う。「我が帝国憲法は欧州憲法の先例に倣はず、国民、人民若は日本人と謂ふが如き曖昧の語を用ひず、特筆大書して臣民と謂ふ」(穂積 1910: 192)のである。また、穂積と近い立場にあった上杉慎吉は、「臣民なる語は我が日本人の天皇に対する服従の資格を云ひ表はすものであつて、必ずしも他の諸国に用いられぬ」(上杉 1921: 710)とまで言う。

このように憲法に規定された「臣民=服従する民」の観念を実際に社会に普及し根づかせたのが、他にもない教育勅語である。すでに述べたように、法的言語であるかぎり、憲法は普遍的な義務命題の形をとる。ただ詔勅だけが、法に規定されないかたちで、天皇と「臣民」の間の心情的関係を作り上げることができる。事実、教育勅語は、「朕」から「我が臣民」「朕が忠良の臣民」「爾臣民」に向けた無条件の服従の命令であつた。そのことは、勅語に書かれている意味内容よりは、勅語を支える人称関係のなかにもっとも明瞭に現れている。こうして見るなら、教育勅語に「爾臣民」という呼びかけが現れたことは、近代天皇制イデオロギーが完成したことを示すのである。

参考文献

- 伊藤博文、金子堅太郎(編) 1935、『憲法資料』全三巻、秘書類纂刊行会。(復刻版、原書房、1970)。
岩井忠熊 1998、『近代天皇制のイデオロギー』新日本出版社。
上杉慎吉 1921、『帝国憲法』有斐閣。

小股憲明 2005、『近代日本の国民像と天皇像』大阪公立大学共同出版会。

清水 伸 1974、『明治憲法制定史』原書房。

瀧井一博 2003、『文明史のなかの明治憲法』講談社。

穂積八束 1935 (1910)、『憲法提要』有斐閣。

松浦 玲 2002、『君臣の義を廃して』辺境社。

宮地正人 1981『天皇制の政治史的研究』校倉書房。

村上重良(編) 1983、『正文訓読 近代詔勅集』新人物往来社。

森末義彰・岡山泰四(編) 1938、『歴代詔勅集』目黒書店。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

- ① イ ヨンスク 「「放縦不法」から「妖魔文章」へ」、『新日本古典文学大系明治編』巻月報(岩波書店)、査読無、第11巻、5-8頁、2006年。
- ② イ ヨンスク 「「国語」ということばの新しさ」、『言語』(大修館書店)第36巻第1号、24-31頁、2007年、査読無。
- ③ イ ヨンスク 「ひとが「文化」に直面するとき」、『こころと文化』多文化間精神医学会、査読無、第6巻第1号、11-19頁、2007年。
- ④ イ ヨンスク 「柳田国男と「国語」の思想」(韓国語)、『日本空間』国民大学校日本研究所、査読無、創刊号、186-221頁、2007年。
- ⑤ イ ヨンスク 「済州、沖縄の闘争の記憶——鴉とヤドカリの物語」(韓国語)、『耽羅文化』済州大学校耽羅文化研究所、査読無、第31号、43-61頁、2007年。
- ⑥ イ ヨンスク 「言語が開いた「日本」という空間—柳田・折口と「国語の思想」、『国文学・解釈と鑑賞』至文堂、査読無、第72巻12号、118-126頁、2007年。
- ⑦ イ ヨンスク 「踊る女——崔承喜のこと」、『図書』岩波書店、査読無、719巻、18-21頁、2009年。

[学会発表] (計4件)

- ① イ ヨンスク 「国家を脱政治化する文化——日本の文化的アイデンティティをめぐる言説と天皇制」、東北アジア歴史財団国際学術会議「中心と周縁から見た東アジア」(2007年12月10日~11日)、2007年12月11日、ソウル教育文化会館。
- ② イ ヨンスク “The Meiji Monarchy and

the Medium of Imperial Rescript in Making Imperial Subjects”, AAS(The Association for Asian Studies) Annual Meeting, 2008年4月6日、Hyatt Regency (USA、アトランタ市)

- ③ イ ヨンスク 「マイノリティに開かれた言語的公共性」、国際シンポジウム「言語の公共性と言語教育」主催：一橋大学大学院言語社会研究科，国立国語研究所，韓国国立国語院、2008年7月5日、一橋大学。
- ④ イ ヨンスク 「言語政策の観点から見た言文一致——「国語」の理念のなかの文章語形成」、延世大学校近代韓国学研究所第5回国際学術シンポジウム「韓日近代語文学研究の争点」、2008年10月31日、延世大学（韓国、ウォンジュ市）

〔図 書〕（計3件）

- ① イ ヨンスク 『「国語」という思想——近代日本の言語認識』（韓国語訳）、2006年、387頁、ソミョン出版（韓国・ソウル）
- ② イ ヨンスク 『異邦の記憶——故郷・国家・自由』2007年、285頁、晶文社。
- ③ イ ヨンスク 『「ことば」という幻影——近代日本の言語イデオロギー』2009年、301頁、明石書店。

〔産業財産権〕

- 出願状況（計 0 件）
- 取得状況（計 0 件）

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

イ ヨンスク (LEE YEOUNSUK)
一橋大学・大学院言語社会研究科・教授
研究者番号：00232108

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし